

平成21年5月11日

教職員各位

学長選考手続管理委員会

学長選考に関する広報活動について

国立大学法人佐賀大学学長選考規則第9条の規定に基づき、本日第一次意向調査の告示を行いました。

今後、学長選考に関する広報活動等を行う場合には、大学人としての良識と節度を持って、また、個人及び組織としての通常業務に支障を来すことのないようお願いいたします。